

第20回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 不当な差別的言動への該当性の判断にあたり、インターネット上に掲載した動画の煽動性の有無については、表現活動全体の状況を踏まえて判断する必要がある。

 - ・ 政治的言動と不当な差別的言動の明確な区分けが困難な場合において、言葉だけではなく、発言の趣旨や態様等を考慮して、不当な差別的言動への該当性について検討を行う必要がある。

- 事務連絡ほか